第２表

通信量記録
単位料金区域別通信量等

年度分

単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信回数（加入者交換機を経由しないもの）
	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由するもの）	中継交換機接続通信時間（加入者交換機を経由しないもの）
	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	ＰＨＳ呼率	自ユニット折返し比率	

注１　音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注２　各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注３　同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

別表第六様式第二の第二表中注３を注４とし、注２の次に次のように加える。

注３　第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項、第十項、第十二項、第十四項及び第十七項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

３　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

４　総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

（経過措置）

５　附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。